

市長	副市長	部長	所長	参事	次長	副参事・係長	記録

【所属名：福祉事務所】  
【会議名：第1回地域福祉計画策定委員会】

開示  
一部開示 (理由: 条例第 条第 号 該当)  
不開示  
時限不開示 (開示: 年 月)

## 会 議 録

作成日 平成28年9月30日

日	平成28年9月27日	時間	10:00～11:48	場所	市役所 203・204 会議室
件名	(1) 計画策定の概要とスケジュール (2) 計画(案)の概要				
出席者	<b>【出席者】</b> 8人 横澤陽子、倉又孝好、齋藤明子、清岡聡美、小池洋一、中村正之、八木和春、石田 薫 <b>【欠席者】</b> 2人 西山 忍、金子栄一 <b>【事務局】</b> 市民部 岩崎部長 福祉事務所 水嶋所長、吉岡次長、陶山係長、塚田係長、山田係長 社会福祉協議会 中村事務局長				
	傍聴者定員	— 人		傍聴者数	0人

### 会議要旨

- 1 開会 (10:00)**  
事務局 会議次第「4 委員長・副委員長選任」まで進行をつとめる旨を述べる。
- 2 市民部長あいさつ**  
岩崎部長 第2期の計画策定以後、国による福祉制度の変更、少子高齢化のさらなる進行、情報化の進展や東日本大震災をはじめとした各地で発生する自然災害によって地域の絆やコミュニティ機能が見直されるなど地域福祉は大きく変化している。こういった現状を踏まえて第3期の計画を策定したいものである。市は現在第2次総合計画を策定中であるが、地域福祉計画はこの総合計画を上位計画とし、これまで策定された高齢者、障害者、子どもなどの各分野の計画を横断的につなぐとともに、整合性を図りながら策定したいものである。委員からはこの第3期計画をよりよい計画にするためにご意見、ご提言をいただきたい。
- 3 委員紹介** 名簿により委員自己紹介 (委員の自己紹介終了後、事務局の自己紹介)
- 4 委員長・副委員長選任**  
事務局 地域福祉計画策定委員会設置要綱第5条により、市長が指名することとなっていることから委員長に横澤委員、副委員長に金子委員を指名した。委員長あいさつ後、以下議

事の進行をお願いした。

委員長あいさつ

少子高齢化が進み、高齢化率も 37%を超えている状況であり、地域住民が安心して生活し地域を作っていくためには、助け合いや支え合いが今以上に必要になってくる。そういったことからこの計画については誰にもわかりやすく、誰もが実践できるような計画にしていきたい。皆様の忌憚のないご意見を伺いたい。

## 5 議題

### (1) 計画策定の概要とスケジュールについて

【事務局】 資料により計画概要(案)とスケジュールを説明。

《主な質疑・意見》

【委員】 この計画は社会福祉協議会が作成する地域福祉活動の指針になることから、社協の立場として、早め早めの日程での計画を策定してほしい。

【事務局】 了解した。

【委員】 市民への周知ということで、計画書の配布先に地区公民館という説明があったが、公民館支館にも配布するのか。

【事務局】 配布する予定です。

### (2) 地域福祉計画(案)の概要について

【事務局】 資料No.1 計画案の第1章について説明

《主な質疑・意見》

【委員】 2ページの本文中に障害者差別解消法という法律が出てくるが、他の法律には「」がついて何年何月から施行というような表記をしてある。これだけではないが、計画書全体を見て統一の表記をしてほしい。

【事務局】 了解した。

【事務局】 資料No.1 計画案の第2章について説明

《主な質疑・意見》

【委員】 8ページの(4)障害者の状況のグラフであるが、療育手帳と身体障害者手帳の両方持っている方についてはそれぞれの所持者数にカウントされているのか。

【事務局】 そのとおりである。

【委員】 療育、身体の両方の手帳を持っている方もいることから、実際にはこの数字より減るとのことか。

【事務局】 そのとおりで実人員はもっと減ることになる。

【委員】 同じグラフで療育手帳保持者については、平成25年から平成26年にかけて人数が減っている。療育手帳保持者は年をとっても手帳は保持されているはずであるが、ある年齢できっているのか。

【事務局】 年齢できってはいない。この数字についてはささえあいプランでも使っている数字である。指摘のあった年になぜ減ったのかという分析まではしていないが確認したい。

- 【委員】 同じ障害者の状況のグラフでコメントでは平成 23 年から減少傾向にあると述べているが、平成 23 年のグラフがない。平成 23 年のグラフを入れてコメントと合わせてほしい。
- 【事務局】 コメントの方の平成 23 年が誤りである。平成 24 年に訂正してほしい。
- 【委員】 生活困窮者自立支援の制度が始まってからの生活保護の方はどんな状況なのか。
- 【事務局】 制度が始まってから生活保護の申請はさほど増えてはいない。保護率も横ばいで推移している。生活困窮の相談状況も当初年間 80 件くらいを見込んでいたが、約半数の相談件数になっている。潜在的に困窮されている方がいると思われるが、どこへ相談してよいかわからないというような人もいるのではないかと考えている。もっとこの事業の周知をしていきたいと考えている。
- 【委員】 必ずしも生活困窮の方が生活保護になっているとは限らないのか。
- 【事務局】 生活困窮の方で相談のあったケースでどうしてもだめで生活保護になったケースはあるが、そちらのケースの方が少なかった。
- 【委員】 6 ページの (2) 総人口・年齢区分別人口の推計で人口ピラミッドのようなグラフの方がわかりやすいのではないかと。
- 【事務局】 検討したい。
- 【委員】 15 ページのところで (3) の①災害時要配慮者への支援とあるが、これは非常に大事なことだと感じている。私が住んでいる地区で最近防災訓練を実施したが、地区でも実際に災害が起こった場合の対応方法を協議しているところである。この災害時の要配慮者の支援とはどんなことを言っているのか教えてほしい。
- 【事務局】 詳細は第 3 章の各施策の展開のところで説明させていただくが、災害時に備えた要配慮者への支援ということで、避難行動要支援者登録制度の普及を図りたいと考えている。この制度は高齢者や障害者など災害時に支援が必要な人があらかじめ市へ登録し市は登録された方についての情報を自治会や自主防災組織に提供し、各自治会などにおいて情報共有し災害に備えるという制度である。
- 【委員】 15 ページの (1) 支え合い・助け合いという表記があるが、地域の力を活用するということだと思うが、先ほどの話ではないが要配慮者の名簿も地区へ配布されているが、その活用方法がわからない。要配慮者を全て地区が助けていかななくてはいけないのか。また、名簿の中には支援はいらぬという方もいて誰をどう助けていくのかわからない。
- 【事務局】 こうゆう活用方法があるということを行政の方でも検討し周知していきたい。
- 【事務局】 行政が出している情報については本人の承諾をもらって出しているし、私の住んでいる地区では回覧により、支援を希望する方とそれを支援する方を把握している。日中独居になる方もいるので、究極は地区での対応を望むものだが、地域によっての取り組みに温度差があることが課題となっている。
- 【委員】 防災訓練の際にはそういった要配慮者が参加しない。本当はそういった方に積極的に参加していただきたい。
- 【事務局】 それについては、災害時の要配慮者の支援の中で地域の取り組みとして「要配慮者を含めた実践的な防災訓練を実施しましょう」という提言をさせてもらっている。
- 【委員】 この要配慮者の支援の関係の調査を民生委員が毎年調査している。誰をどうやって

支援していくというところまでは、ご近所関係がうまくできていないと難しいところがある。自主防災組織と民生委員とが協議する中で要配慮者の支援ができればベストではないかと思う。

【委員】 関連で民生委員が毎年調査しているという話があったが、自主防災組織が要配慮者の支援をしようと思っても個人情報保護ということで市から情報がもらえない。何年も前からこのことは要望しているが、中々進まず地域の活動が停滞している。

【事務局】 同意を得ていない要配慮者の情報は災害時のみに出すことができることになっている。

【委員】 災害が起こってからでは遅い。

【委員】 やはり、地域の力が必要になってくると思う。地域の状況を一番わかっているのがその地域である。行政からの情報提供を待つのではなく日頃から地域の状況を把握しておくことで、災害が起こってもすぐに対応できるようにしておくことが大切であると思う。私の住んでいる地区では区長が常に区の中の状況把握に努めている。

【事務局】 今言われている個人情報の保護の関係については当市だけの課題ではないと思う。昨今非常に大きな災害が起きて、対応に苦慮している市町村もあると思うので、一つの市だけではなく市長会などを通じて要望していきたい。

【委員】 15 ページの四角の囲みの中の計画期間中の重点項目は今回いらないのか。

【事務局】 資料No.2の第2期の計画では(1)の④が重点項目だった。今回についてはこの策定委員会の中で決定してほしい。

【委員】 了解した。

【事務局】 資料No.1 計画案の第3章について説明

#### 《主な質疑・意見》

【委員】 この計画に盛り込まれている施策について、予算的な面についてはどうなっているのか。年々増えていっているのか。

【事務局】 毎年予算措置はされているが、年度によって多少の増減はあるが、例えば近年でいうと、自立を支援する体制として、平成27年度より生活困窮自立支援の相談員を雇用する予算を措置し体制を整えている。

【事務局】 経常的な経費については増加する傾向にあるが、限られた予算の範囲内で経費節減に努め、新規の事業にも取り組んでいる状況である。

【委員】 21 ページの自立を支援する体制の中で生活支援コーディネーターの配置を進めますとなっているが、どこに配置する予定なのか。

【事務局】 生活支援コーディネーターとは地域レベルで支援が必要な方についてとサービスを提供する事業者とをマッチングさせる仲介役として配置することを考えているが、今現在誰をどこに配置するかは未定である。事務局の原案としては地区公民館単位に地域の中で例えば福祉活動に熱心な方からコーディネーターになっていただきたいと考えている。

【委員】 地域包括支援センターというと高齢者支援というイメージが強いが、できるなら障害者の支援も絡めて自立支援協議会の中にそのコーディネーターが入るとか、包括の中にもコーディネーターを入れてほしい。もっと福祉では高齢者、障害者、子ども

の各分野を横断的につなぎ、トータル的に活用できる施策を考えてほしい。もう少し地域包括や自立支援協議会が目に見える形で機能できれば良いと考える。

【委員】 避難行動要支援者に障害者は含まれないのか。

【事務局】 この中には障害者も対象になっている。

【委員】 例えば、障害者で普段は施設に入所しているが、月1回帰宅するという場合は帰宅している際に災害が起こる可能性もあるのでこういった時は支援してもらえるのか。

【事務局】 登録用紙により、登録してほしい。登録された情報は地区へ提供される。

【委員】 この制度については初めて聞いた。障害者の方はこの制度を知っているのか。

【事務局】 手帳を取得される際にこの制度の案内をしている。

【委員】 10数年前に手帳を取得したのでわからなかった。

【事務局】 この制度自体も市民への周知が足りないと考えている。障害者への案内方法と併せて市民への周知について検討していきたい。

【委員】 24ページの地域での障害者支援の中で行政の取り組みとして、「障害者に対する理解を深め、差別の解消が図られるよう市民への普及・啓発を行います」という記述があるが、具体的に差別を受けている例が見受けられるが今後どんな対応をしていくのか。

【事務局】 7月に差別解消法のフォーラムを実施したが、今後も啓発に力を入れていきたい。

【委員】 特に小さい子どもの偏見がひどい。

【事務局】 小学生については人権教育をしているが、園児となると教育委員会と連携しながら検討していきたい。こういった事例があるということは教育委員会にも報告したい。

【委員】 計画書の中の随所に「相談があれば地域包括支援センターへ」という言葉が出てくるが、地域包括支援センターの知名度も上げていきたいと考えている。また、23ページに詐欺被害防止の記述があるが、市の方からも情報提供として安心メールなどで詐欺被害の情報が送信されてくるが、高齢者はほとんどが携帯を持っていないため、その情報を知らない。できれば包括の職員にそういった情報をいただければ、職員が地域に出向いたときに高齢者等に伝えることができるので検討してほしい。

【事務局】 検討する。

【委員】 26ページの地域でのその他の支援に関連してだが、市内には子どもがいて就労できない方が結構いる。そういったことから、学童保育や保育園、幼稚園の活用をこころへ盛り込んでほしい。

【事務局】 次回の庁内委員会の中でこども課とも相談しながら検討したい。

### (3) その他

次回は11月15日(火)午後1時30分からの開催とする。

## 6 閉会

(午前11時48分終了)

